

様式 1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	AIAI NURSERY 長堀橋	
運営法人名称	AIAI Child Care株式会社	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	施設長 寺崎 征大	
定員（利用人数）	70 名	
事業所所在地	〒 542-0082 大阪府中央区島之内1丁目4-32	
電話番号	06 － 6210 － 2638	
FAX 番号	06 － 6210 － 2639	
ホームページアドレス	https://nursery.aiai-cc.co.jp/	
電子メールアドレス	nursery.nagahoribashi@aiai-cc.co.jp	
事業開始年月日	平成 28 年 4 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 10 名	非正規 7 名
専門職員※	保育士12名・管理栄養士1名・ 栄養士1名・調理師1名	
施設・設備の概要※	[居室] 0歳児保育室、1歳児保育室、2歳児保育室、 3歳児保育室、4・5歳児保育室	
	[設備等] 調乳室、沐浴室、乳児トイレ、幼児トイレ、 多目的トイレ、事務室（医務スペース含む）	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	令和 2 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

『社会課題を解決し、世の中に貢献する』という経営理念のもと、『一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を想像すること』を保育理念として、子どもたちを『未来への力』と位置づけ『人間関係の向上/社会力の育成』『精神衛生の向上/養護力の育成』『身体機能の向上/人間力の育成』を保育目標としています。

【施設・事業所の特徴的な取組】

一人ひとりの気持ちに寄り添いながら信頼関係を築き、子どもが安心して過ごせる環境を整えることで、さまざまな面での成長につながるよう保育を進めています。

幼児クラスにおいては、「思考教育」や「知識教育」を体系的にプログラム化し、就学に向けた基礎を培う取り組みを行っています。これにより、子どもたちが知識や技能をバランスよく身につけるとともに、自ら考え行動する力を育んでいます。

また、発達に課題のある児童に対しては、同一法人が運営する放課後等訪問支援事業所「AIAI PLUS」と連携し、個々に応じた療育支援を実施しています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社プレパレーション
大阪府認証番号	270061
評価実施期間	令和7年4月1日～令和8年1月30日
評価決定年月日	令和8年1月30日
評価調査者（役割）	2301C014（運営管理委員） 2301C013（専門職委員） （ （ （

【総評】

◆評価機関総合コメント

AIAI NURSERY 長堀橋は、2016年4月に開園し、今年で開設10年目を迎える定員70名の認可保育園です。大阪市中央区の商業地区に位置し、地下鉄駅から徒歩圏内にあるオフィスビルの3階全フロアを活用して運営をおこなっています。

運営主体は、2007年1月に設立された法人であり、「AIAI NURSERY」の名称のもと、東京都内に31園、千葉県内に51園、神奈川県内に3園、大阪市内に9園の、合計94園を運営しています。また、親会社であるAIAIグループ株式会社は、「AIAI三育圏」という理念を掲げています。この理念のもとで、AIAI NURSERYが提供する「保育」、AIAI PLUSが提供する「療育」、そしてCHaiLDが提供する「教育」の3つの事業が相互に連携し、より多様なこどもとその保護者を総合的に支援することを目指しています。

AIAI NURSERY 長堀橋は、ビルインの施設で園庭を設けていない環境にありますが、そのような条件の中でも、こどもたちが多様な体験を積めるよう工夫を凝らしています。もやしやきのこの栽培、味噌づくり体験などを取り入れ、五感を通じて学ぶ機会を提供することで、自然との関わりや食への関心を育む保育実践をおこなっています。

幼児クラスにおいては、こどもの意欲や主体性にもとづいた「自発的な活動」を重視し、生活や遊びの一環として「思考教育」や「知識教育」を取り入れています。これにより、こどもたちが知識や技能をバランスよく身につけるとともに、自ら考え行動する力を育むことを目指しています。さらに、「IQパズル」を活用した思考力を養う学習プログラムや、「Break it Kids」を導入した運動プログラムを実施し、身体と心の両面から発達を支援しています。これらの取り組みを通して、就学に向けた基礎的な力を培うことを大切にしています。

AIAI NURSERY 長堀橋では、ICTシステムを活用し、園だよりや緊急時の連絡メールなどを保護者の通信機器に配信することで、園との連絡をより簡便かつ効率的に行えるようにしています。また、保護者と園がこどもの日々の様子を共有できるよう、園のホームページには日々のドキュメンテーションを掲載し、園での活動内容やこどもたちの成長の様子を可視化する取り組みをおこなっています。このように保護者に園の保育方針や活動への理解と共感を深めていただけるよう努めています。その結果保護者アンケートでは「園庭はないが、室内遊びなどで運動できるよう工夫してくれている」「保護者の負担が少なく済むよう配慮してもらっている」などの肯定的な意見が寄せられました。

◆特に評価の高い点

- ・施設長のリーダーシップのもと、職員が一丸となり保育の質向上へ取り組んでいます
施設長は自ら保育実践に参加し、職員の保育状況を把握したうえで、ビデオカンファレンスでの課題提示やその解決策を検討する会議を実施しています。また、職員同士が課題を共有する場を多く設けることで、園方針の理解を深めています。その結果、職員間の連携や課題共有の意識が高まり、課題解決に向けた協働の姿勢が育まれ、統一感のある保育実践がおこなわれています。

- ・保護者が気軽に相談や意見を伝えられる、開かれた園の環境です
施設長は保育現場を理解し、こども一人ひとりの状況を具体的に把握しています。保護者の送迎時には、口頭で日々の様子を伝えることで、保護者が気軽に相談できる環境を整えています。職員も昼礼や共有ノートを活用して園全体のこどもの状況を把握・共有する機会を設けており、ICTシステムによる連絡に加え、口頭でもお迎え時に様子を伝えていきます。また、人員不足などの課題についても、事実とその対応策を保護者に伝えることで、保護者が自発的に園に協力しようとする雰囲気醸成しています。その結果、保護者アンケートでは、園に対して肯定的な意見が多く寄せられました。

◆改善を求められる点

- ・園独自の中長期計画の策定を期待します

園の単年度事業計画は数値も盛り込まれ、具体性のある計画となっています。しかし、開設10年目を迎える園として、地域の情勢などは法人および園において既に分析・検討を実施しています。今後の園運営を安定的に継続していくためには、単年度計画に加え、中長期的な視点を取り入れた中長期計画の作成も必要です。

- ・地域との関わりを深めるため、こどもの交流活動やボランティア受け入れの実施に期待します

園は警察署や消防署などの関係機関との連携は実施していますが、こどもが地域の行事に参加したり、地域ボランティアと交流したりする機会はまだ十分に確保できていません。開設10年目を迎え、卒園児も増えていることから、近隣の小中高等学校との交流やボランティア受け入れなども視野に入れ、こどもたちの体験を広げるために地域との交流を実施する取り組みを検討することを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することで、保護者の潜在的なニーズや職員の保育に対する意識などを改めて知ることができました。今後は結果を踏まえ、さらなる保育の向上につながるよう環境整備や職員のスキルアップ等に努めていきます。

◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	園パンフレット・ホームページに保育理念・保育方針を明記しています。職員は職員会議やミーティングの際に理念などを唱和するとともに、年度初めには付箋を用いて理念を分解するという作業を通して具体的な取り組みにつなげ、職員の理念に対する理解を深める仕組みを構築しています。保護者には入園時の説明会にて重要事項説明書を通して周知し、その重要事項説明書は玄関にファイリングされ、保護者がいつでも閲覧できる仕組みになっています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	施設長は3か月ごとの法人主催の目標会議に参加し、経営方針、保育施設を取り巻く社会情勢や今後の動向などを把握するとともに、これまでの取り組みの成果を確認します。そしてその内容は職員会議で職員へ周知しています。また、大阪市私立保育連盟の中央ブロック会にも施設長は参加し、大阪市や周辺地域の保育を取り巻く情勢について、情報収集し園経営に活かしています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	施設長は月次の損益計算書を確認し、コスト分析を行い、適正な園経営につなげています。月次の園児数や職員数の報告・確認や内部監査（インスペクト）等により、経営状態について把握・改善をおこなっています。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	法人は全体的な中長期計画を策定し、ビジョンや目指す枠組みを明確にしています。法人作成の中長期計画は、会社全体で数値分析を行い、その結果にもとづき経営層が協議の上、必要に応じて内容を更新しています。一方でその計画にもとづいた園独自の中長期計画は作成していないため園独自の中長期的なビジョンの計画を明示することを期待します。	

	I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
	(コメント)	単年度事業計画は園独自で策定し、園の思いや目標も含め、施設運営、特別保育事業、安全管理、保護者支援、小学校との連携、地域社会との連携などを数値目標や具体的な成果とともに明示しており、実施状況の評価をおこなえる内容となっています。	
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	(コメント)	事業計画の策定の際に保育や食育などの園運営に関しては職員が参画し、施設長がまとめています。事業計画の評価として事業報告書を施設長が作成し、年度末の運営委員会にて運営委員の保護者や民生委員に報告し、ご意見をいただいています。職員に対しては事業計画書を回覧して内容・目的を共有しています。	
	I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
	(コメント)	重要事項説明書の中にも事業計画のおもな内容を記載し、入園説明会等で保護者に説明しています。また保護者への継続的な周知のため、玄関に重要事項説明書などとともにファイリングし、保護者がいつでも閲覧できる仕組みを整えています。	

			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
	I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	(コメント)	職員は、「保育内容などの自己評価シート」を用いて9月と2月の年2回自己評価をおこないます。前期9月の自己評価を踏まえて施設長面談を実施し、後期の保育実践に向かう仕組みを整備し、後期2月の自己評価にて後期の保育実践を振り返る仕組みとなっています。	
	I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	(コメント)	内部監査の結果報告で指摘された課題を職員会議で伝え、改善に向けて話し合う体制を整えています。例えば保育実践をするうえで、こどもの動きに対して死角ができる課題が明確になった際も職員全体で話し合い、環境設定を変えるという改善策を実施した例があります。更にビデオカンファレンスを行い、改善策が実際に改善に至っているかの確認も組織としておこないます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

			評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ			
	Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	(コメント)	法人作成の「職務分掌表」には、施設長はじめ各職掌の職務について詳細に明記しています。また事務所内には「緊急時における役割分担表」を掲示し、有事の際の施設長の役割を明記し、職員に周知しています。施設長不在時の権限は主任で、主任も不在の場合は副主任が担います。	

Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長はじめ全職員が法人主催のコンプライアンス研修を毎年必ず受講します。加えて施設長は年5、6回開催する私立保育連盟中央ブロック会に参加し、法令の情報や知識を得て職員会議などで職員にも共有します。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長が保育室を巡回したり、施設長自身で保育実践をおこなうことで、保育の質の現状を常に把握しています。保育の質向上につながるよう職員会議・給食会議を各々月1回、行事ミーティング等を随時開き、話し合いを通して職員の理解を深める取り組みを実施しています。また行事や避難訓練の担当者を任命し、職員が意欲をもって担当業務に取り組めるような体制を整えています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長がファシリテーターとなり、保育の課題解決を目的としたビデオカンファレンスを2か月に1回実施しています。例えば主任や幼児・乳児リーダーが各会議で課題を抽出し、保育状況をビデオ撮影したうえで、そのビデオを視聴し、検討改善策を導き出します。その内容を全職員に伝達・周知することで保育の質向上の実効性が高まっています。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	法人が福祉人材の採用や育成などの計画を策定しています。法人は園ホームページや養成校への働きかけなどで職員募集を行い、人員確保に努めています。施設長は採用課と連携し就職フェアに参加して実際の保育業務について説明したり、入社前見学の機会を設けるなどして人材確保に取り組んでいます。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	法人はホームページにて「AIAI NURSERY 保育者10か条」という期待する職員像を明示しています。また法人は社員・パート社員の各就業規則、給与・賞与・退職金・育児介護休業・慶弔などの各規程を策定し、総合的な人事管理をおこなっています。毎年5、6月には「人事評価シート」に目標を記入し、定期的に施設長が面談することで自らのキャリアパス構築の仕組みを整備しています。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	施設長が有給休暇の取得漏れが無いように職員の有給休暇の取得状況を定期的に確認しています。法人は職員に毎年度3日間のリフレッシュ休暇や誕生日休暇を1日取得できるように規程を定め、職員が働きやすい職場づくりのために取り組んでいます。定年を70歳としたり、短時間社員の正社員への転換、有期契約者の無期契約への転換など、職員の事情に合わせた働き方が選べるような工夫もおこなっています。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	毎年度5, 6月に、職員が法人作成の「人事評価シート」に個人目標を記入し、定期的に施設長が面談をおこない、達成度を確認するシステムを構築しています。年度末に、職員は目標達成度・自己PRと行動・プロセス評価を記入して施設長より評価を受けます。そしてその評価を法人も確認した上で、評価結果を本人にフィードバックするというシステムを組織として策定運用しています。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	職員の教育に関する基本方針として、職員の質の向上を目指して、先輩職員が新卒職員と現場で1対1で共に成長する共育制度の1on1や施設長や主任に対するライセンス制度、教育修士制度などを策定しています。研修計画や内容の見直しは本社の研修部が中心となって評価見直しを実施しています。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	職員は、法人の研修計画にもとづき、一人ひとりの職位に合わせて、新卒集合研修・ステップアップ研修・スキルアップ研修など該当する研修に参加する体制を法人は整備しています。また法人は独自に「1年目の教科書」「2年目の教科書」「幼児プログラムの教科書」などを作成し、職員がスキルアップできるよう工夫しています。	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	「実習生受け入れマニュアル」を作成し、その中に実習プログラムも組み入れています。今後は、実習生を積極的に受け入れていくため指導者に対する研修を実施することを予定しています。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	法人のホームページには会社概要・沿革・経営理念・事業内容・IR情報など、「AIAI NURSERY」ホームページには保育理念・保育目標・保育方針などを公開しています。また前回受審した第三者評価の結果も園ホームページにて公開しています。さらに年3回ほど中央区役所に園パンフレットを置き、保育コンシェルジェから配布してもらうなど地域に向けても情報を発信しています。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	法人は園に対して内部監査を基本、年1回実施し、園の運営全般、事務・経理等について確認と是正をおこなう仕組みを整備しています。法人全体の経営・運営に関しては、本部で外部監査を受ける体制を整えています。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	地域との関わり方について基本的な考え方は全体的な計画に明示しています。法人の共通のイベントとして、保育園体験会・子育て相談会を開催するとともに、園独自で子育て相談会を開催し、地域の子育て世帯に参加を促しています。しかし園児が地域の人々と交流する機会が持てない立地環境のため、今後は地域交流の場や機会を設ける工夫が必要です。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	ボランティアの受け入れは随時実施できる体制を整備しています。実習生受け入れマニュアルに準じ、誓約書にて活動内容の確認をとるようにしています。現在学校教育への協力はおこなっておらず、今後中高生の職業体験などを呼び掛けていく予定です。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	園玄関ホールに近隣施設の一覧を掲示しています。また重要事項説明書の中にも関係機関を記載し、保護者に周知しています。職員は消防署に出向いて救命救急講習を受講しています。発達支援が必要な子どもや家庭支援が必要な子どもについては、中央区の子育て支援室やよりそいサポーターと連携を図り、必要な支援につなげる体制を整えています。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	施設長が大阪市私立保育連盟の中央ブロック会の会議に参加し地域の情報把握をおこなっています。また運営委員会には、地域の代表者として民生児童委員にも参加してもらい、地域の福祉に係るニーズを把握するとともに、施設運営について意見をいただき、次年度の運営に活かしています。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	保育園体験会・子育て相談会を開催し、地域の子育て支援に関するニーズに対応しています。AEDステッカーを玄関外に掲示し、地域にAED設置を発信することで緊急時に地域の方々にご使用いただけるように配慮しています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	保育理念や「保育者10か条」にはこどもを尊重した保育を明示しています。職員には入職時の集合研修で周知し、理解を促します。また保育基本マニュアル、虐待防止マニュアルにも明記し随時確認ができるよう事務所に設置しています。ビデオカンファレンスをおこない、こどもへの関わりや声掛け、援助の仕方を振り返り、職員間で共有する勉強会を実施しています。おもちゃの貸し借りや、絵本紙芝居をとおして、こども同士が互いに尊重する心が育めるよう職員は支援しています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	法人は「個人情報保護規程」を策定し、本人や保護者からの開示の要求に対応することを定めています。「重要事項説明書」には個人情報を保護者の同意を得ずに第三者に提供しないことを明記し、保護者には書面にて同意を得ています。また水遊び等の着替えの際はカーテンやパーテーションを使用したりして、外部からの撮影防止につなげています。こどもの写真を園ホームページのドキュメンテーションへ掲載することの同意も保護者から得ています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	園のパンフレットを中央区の保育コンシェルジュを通じて配布してもらったり、同じく区の保活応援ひろばで、施設概要を掲示してもらったりするなど、入園希望者への情報提供を積極的に実施しています。また園ホームページでは写真添付のドキュメンテーションを毎日紹介し、園やこどもの様子を分かりやすく発信しています。見学は施設長か、主任が対応しますが、見学日は固定せず見学者の希望日に沿って見学を受け付けています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	入園説明会で重要事項説明書や施設概要の文書を用いて、保護者に保育内容を詳しく説明し、同意は書面でいただいています。その後、内容の変更の際は改定した重要事項説明書を配布し、再度書面にて同意書をいただき、それ以外の変更の際は園だよりや連絡帳にて保護者に周知します。配慮が必要な保護者には個別で対応し、翻訳機を使用したり、ふりがなを付けるなど分かりやすくなるよう説明や文書を工夫しています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	転園児には、転園先の要望に応じて保育所保育要録を活用したり、転園先に電話をしたりして引き継いでいます。卒園児も保育所保育要録を学校へ提出し、各園児の状況を伝達しています。転園や卒園の際に後の相談窓口などを口頭では伝えていますが、相談窓口や連絡先などを文書では渡していないので、今後文書作成を検討します。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	こどもの表情や行事の後の感想から、クラス担任などがこどもの満足を把握しています。保護者に対しては保護者が参加する行事（保育参観・運動会・発表会・夏祭り）の後にアンケートを実施し、把握した結果を次年度の計画に活かしています。加えて運営委員会には保護者代表も参加し、施設運営に対する意見を伺ったり、保護者面談にてご意見を伺う機会を設け、保護者の満足度を把握する仕組みを整備しています。保育参観・懇親会などの機会を設けるとともに、保護者との個別面談をおこなっています。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の体制を整備し、入園時に配布する園パンフレット・重要事項説明書に苦情解決制度について明記し、口頭にて説明もしています。園玄関にはご意見箱を設置し、保護者などが苦情を申し出しやすい工夫もしています。苦情を受けた際は、職員と共有するとともに、法人へ苦情対応報告書を提出します。そして解決結果については毎年度運営委員会にて共有し、その後、議事録を保護者に配布し公表しています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	ICTシステムによる連絡帳のメッセージやお迎えの際に、施設長自ら口頭で日々の様子を伝えることで、保護者が質問や相談を述べやすい関係性を作っています。また法人宛のはがきを玄関に設置し、保護者が意見を述べる方法を複数、用意していることを示しています。保護者から相談があった際には夕方の0歳児室を使用したり、別室相談スペースを使用したり、静かで落ち着いた環境で話し合いができるよう配慮しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	保護者から相談や苦情・意見があった場合は「苦情対応報告書」や「育児相談票」に記録して、昼礼や共有ノートにて職員に共有し、法人にも提出し連携して解決に取り組む体制を組織的に整えています。また上記の報告書以外に個人面談時の「個人面談記録」にも保護者からの要望や相談を記入し、緊急性の高い内容は必ず職員間で共有し、解決を図る仕組みを整備しています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	リスクマネジメントの責任者は施設長が担っており、緊急時の役割分担表を事務所内に掲示し、職員にも常に周知しています。事故防止マニュアル・危機対応安全管理・虐待防止マニュアルを策定し、マニュアル類は事務所の書庫にまとめて保管し、職員がいつでも確認できる環境を作っています。ヒヤリハットが起こった際もヒヤリハット報告書、軽度事故報告書を作成し職員間で共有します。事故防止研修などの研修は職員が受講した後、職員会議で研修報告をおこない、必ず共有する取組を実施しています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対策の責任者は施設長で、感染症が発生した際には健康・衛生マニュアルにもとづき、速やかに保護者にICTシステムと掲示で通知し、感染拡大予防を呼びかけています。	

Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	業務継続計画を策定し、災害発生時に備えた体制を整えています。毎月、火災・地震・風水害・高潮等のテーマを決めた避難訓練をおこない、特に園の立地から淀川の高潮被害を想定し、5月には建物の5階まで実際に避難する高潮避難訓練も実施しました。備蓄品は沐浴室横のスペースで備蓄し、調理職員が管理者となり年1回確認をしています。地域の避難場所への避難訓練も年2回実施し、その際には地域に呼びかけ、連携することを心掛けています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	保育基本マニュアルなどで、標準的な保育の実施方法を明記しており、それらにもとづいた保育を実践しています。標準的な保育を実践しているかは施設長、主任が保育室を巡回するなど、職員と一緒に保育の実践をおこなうことで確認しています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	「全体的な計画」は年度末に、各学年ごとの年間指導計画は四半期ごとに評価反省をおこない、次期の実施方法の見直しにつなげています。標準的な実施方法の見直しについて、職員の意見をまとめて、施設長が母店施設長やエリアマネージャーに伝達し、法人で検討のもと、見直し・変更をするという仕組みを組織的に整備しています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	指導計画作成の責任者は施設長が担っており、児童票・未食食材調査票やアレルギー関係書類などで保育者や調理員とアセスメントを実施し、保護者のニーズも把握した上で指導計画を作成しています。支援困難ケースの対応について、成長を見通した個別計画を立案していますが、保護者との個別面談で家庭状況や保護者の希望を確認し、また相談支援事務所や児童発達支援事務所とも連携し、計画立案に繋げています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	年間・月間・週間の指導計画の評価・反省をもとに職員会議で保育内容について話し合います。計画の見直しに関しては施設長、主任がまず指導計画を確認し、見直しが必要と判断した場合は、職員の意見を聞き取りながら、見直しています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	職員はクラス日誌や保護者への日々の連絡を毎日、ICTシステムを使用して入力しており、施設長・主任が確認するとともに、全職員が閲覧できるような仕組みになっています。こどもの発達記録・保育経過記録も職員が記入した後、コンピュータの職員共有フォルダに格納し、職員が随時確認できるようなシステムを整備しています。施設長や主任は記録内容を確認・点検したり、保育指導に活用しています。	

	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	重要事項説明書に「個人情報の取り扱いについて」や「個人情報の利用目的について」の項目を記載し、入園前に保護者に説明し同意を得ています。職員は法人主催のコンプライアンス研修の中で個人情報の取り扱いについて学び理解を深めています。個人情報は鍵付きの書庫で管理し、鍵はキーボックスに保管しています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A－1－（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	全体的な計画は、児童に関する法令、保育所保育指針、保育理念・保育方針を基盤に策定しています。『人間関係の向上/社会力の育成』『精神衛生の向上/養護力の育成』『身体機能の向上/人間力の育成』を保育目標として掲げ、職員全体で目標を共有し、こども一人ひとりの発達段階に応じた保育に取り組んでいます。また、各年齢のこどもの様子や課題を職員間で振り返り、次年度の計画に反映しています。	
A－1－（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A－1－（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	保育基本マニュアル、保育施設運営ガイドラインに基づき、遮光、換気、玩具消毒など適切な環境の維持に努め、生活にふさわしい場としてこどもが心地よく過ごすことができるようにしています。各保育室には空気清浄機を設置し、空調機を活用し、季節や気温に応じた快適な室温を保っています。また、コーナー保育を取り入れ玩具を増やすことで、こども達が自分で遊びを選んで楽しめる時間を設定しています。さらに乳児用・幼児用のトイレは清潔で明るく、手洗い場も常に衛生的な状態を保つよう配慮し、定期的な清掃により安全な環境を提供しています。	
A－1－（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	こども一人ひとりの気持ちを丁寧にくみ取れるよう、乳児クラス・幼児クラスともに少人数保育を実施し、安心して気持ちを表現できる環境づくりに努めています。こどもをせかしたり無理強いせず、否定的な言葉は用いないようにして、こども達の成長を愛情豊かに見守ることを大切に保育することの重要性を園長と主任が職員に伝えています。また、保護者とは連絡帳アプリを通じて家庭と園での様子を共有し、こども一人ひとりに応じた保育につなげています。	
A－1－（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	家庭環境や発達状況に配慮した指導計画に基づき、一人ひとりの気持ちを受けとめながら寄り添った援助をおこなっています。離乳食の段階を上げる際には調理職員も関わり、保護者との面談で園と家庭の様子を共有しながら進め方を決定しています。また、トイレトレーニングについても保護者と話し合い、月齢にとらわれず一人ひとりの発達段階に応じた自立を促しています。さらに、洗面台に手洗いの写真を掲示し、視覚的に正しい方法を学べるようにしたり、保育室では大きなタイマーを使用して時間の感覚を養うことができるように工夫することで、こどもたちが基本的な生活習慣を身につけられるようにしています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	近隣の公園などへ散歩に出かけ、戸外で過ごす時間をできるだけ多く設けることで、地域の人々との交流の機会を大切にしています。4・5歳児クラスでは園外遠足を実施し、公共の場でのマナーや社会的なルールを学ぶ取り組みをおこなっています。また、施設内ではコーナー遊びを設定し、こどもが自ら遊びを選び楽しめるようにしています。職員はこども同士の関わりに過度に介入せず、見守ることで友達との人間関係を構築し社会性を育めるように支援しています。そして、遊びの中でマット運動やサーキット遊びなどを取り入れることで、遊びの中で進んで体を動かすことができるようにしています。さらに、今後は農業体験も予定しており、公園や園庭などではできない社会体験が得られることを期待しています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	0歳児クラスでは、こどもが安心して過ごせるよう家庭的な雰囲気の中で少人数保育をおこなっています。一人ひとりとの愛着関係の形成に配慮し、スキンシップの時間を積極的に設けて情緒の安定を図っています。また、環境設定においては、活動内容や生活場面に応じてスペースを区切り、場所を変えることで安心して過ごせる見通しのある環境を整え、生活リズムをつくりやすくしています。これにより養護と教育が一体的に展開されるようにしています。さらに、午睡時には乳幼児突然死症候群(SIDS)防止のため「CCSセンサー」を導入し安全面にも配慮しています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	1・2歳児の保育において、こども一人ひとりの発達や状況に応じた個別指導計画を基に、こどもの気持ちを大切に成長を温かく見守ることを心がけています。こどもの思いを丁寧にくみ取り、一対一のスキンシップの時間を設けて共感しながら関わることを大切にしています。また、保育環境では、興味や関心に応じたコーナー保育を取り入れ、こどもが自ら遊びを選び楽しむことで主体性を育む保育を実践しています。そして、朝夕の合同保育を通して異年齢児との関わりを深め、思いやりや社会性を育む機会を大切にしています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	3歳以上児では、一人ひとりの発達段階に応じた保育環境を整え、集団生活や友達との関わりの中で個々の成長が促されるようにしています。当番活動を取り入れ、役割を果たす経験を通して達成感や認められる喜びを感じられるよう工夫しています。また、合同保育の時間には異年齢児との関わりを大切に、年長児としての自覚や思いやりの気持ちを育てることで、社会性や主体性が培われるように支援しています。そして、希望者にはIQパズルを導入し、思考力や集中力を高める活動にも取り組んでいます。運動遊びや制作活動も積極的におこない、制作活動は少人数で実施することで職員が一人ひとりに丁寧に関わることができるようにしています。さらに、ひらがなやカタカナの読み書き、プリント学習などにも取り組み、文字への関心を高めています。このような活動を通して、こどもたちが自ら考え、意欲的に行動できるよう支援するとともに、保育の質を一定水準以上に保てるよう努めています。	

A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	個別支援計画を作成し、一人ひとりの発達や特性に応じた丁寧な関わりを行うとともに、同法人が運営する児童発達支援施設「AIAI PLUS」と連携しながら、個別に必要な支援をおこなっています。2025年9月現在、8名の特別支援児が在籍しており、大阪府中央区の関係機関や相談支援事業所などと連携を図り、専門的な療育支援へとつなげ、こどもが安心して成長できる環境づくりに努めています。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	長時間保育を行う中で、こどもの体調や様子を確認しながら、安心して過ごせるよう配慮しています。延長保育を利用することもには、生活リズムや栄養面に留意し、補食（おやつ）を提供しています。また、降園時に担任保育士が保護者対応できない場合には、伝達簿を活用して当日の活動内容や引き継ぎ事項を明記し、口頭での補足説明も行うことで、保護者への情報伝達に漏れがないよう努めています。家庭と園が連携しながら、在園時間に合わせた対応を実施することで安心して利用できる保育体制を整えています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	法人独自の幼児教育プログラムを実施し、就学後の学習活動へ円滑に参加できるよう支援しています。保護者との個別面談では、就学に向けた聞き取りや相談を受け付け、不安の軽減につなげています。また、支援が必要なこどもについては、必要に応じて就学前に小学校の教職員に来園してもらい、情報交換や話し合いをおこなっています。さらに、卒園児の就学先に対しては、保育所保育要録を作成して提出し、スムーズな連携と支援の継続につなげています。	
1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	毎朝の視診によりこどもの健康状態や様子を確認し、保護者からも連絡帳アプリや登園時の会話を通して家庭での体調を共有してもらい、家庭と連携した健康管理に努めています。園の玄関には手指消毒液と体温計を設置し、登園時に使用できるようにすることで感染予防に努めています。また、降園時には園でのこどもの様子を丁寧に保護者に伝え、家庭と連携してこどもの健康管理をおこなっています。そして、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する情報を職員間で共有し、「CCSセンサー」を活用して午睡時の安全確保に取り組んでいます。さらに、10月には看護師の配置を予定しており、健康管理体制の一層の充実を図っています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	年2回の内科健診と年1回の歯科検診を実施し、その結果を保護者へ通知するとともに職員間でも共有し、こどもの健康管理に役立てています。健診の結果で異常や気になる点が見られた場合には、結果が記載された用紙を保護者へ渡すとともに、口頭でも状況を丁寧に説明し、必要に応じて医療機関の受診につなげることで、園と家庭が連携しながらこどもの健康を守る仕組みを築いています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー疾患や慢性疾患により与薬が必要な場合には、医師記載の与薬指示書を提出してもらい、その内容に基づいて対応しています。また、食物アレルギーについては、除去食の献立を施設長・担任・保護者・献立作成者が提供前月に確認しています。さらに、給食の提供時には職員間で、食器やトレーの色分け、こどもの座席の配置を再確認することで誤提供防止と安全確保に努めています。	

A-1-(4) 食事	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	こどもの発達段階や家庭の状況に応じて年間食育計画を作成し、調理職員と保育士が連携して食育の推進に取り組んでいます。各年齢に合わせた食育活動をおこない、さまざまな食材への関心を高めながら、楽しく食事ができるよう工夫しています。施設内でのきのこ栽培や味噌づくりなどの体験を通して食に関心を持ち、食と健康の関わりについて学び理解を深めています。年齢の低いこどもは、とうもろこしの皮むきなどの活動を通して食材に親しみ、興味をもてるようにしています。また、法人と園が協働で「ぱくぱくだより」を毎月発行し、こども向けレシピや季節の食材に関する記事を掲載することで、家庭でも食育に取り組めるよう支援しています。そして、次月の給食・おやつ献立表を写真付きで玄関に掲示し、保護者とこどもと一緒に食に関して興味を持ち食事を楽しめるようにしています。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	季節の食材を取り入れた献立を工夫し、衛生管理を徹底した自園調理により、できたての給食（昼食・おやつ）を提供しています。栄養士を含めた調理職員は、こどもたちの食事の様子や食べ残しの状況を日々観察し、食材の大きさや硬さを調整することで、さまざまな食材を無理なく食べられるよう工夫しています。

評価結果	
A-2 子育て支援	
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	一般でも閲覧できるブログや、こどもたちの制作物を園内に掲示することで、園での取り組みの内容やその時々の子どもの姿を保護者へわかりやすく伝えています。ブログでは毎日各クラスの子どもたちの保育園での様子や、行事などを写真付きで保護者に伝え成長を共有しています。また、保育参観を実施し、園での生活や保育内容について理解を深めてもらう機会を設けています。こうした取り組みを通して、園と家庭が連携しながらこどもの生活が充実するように支援しています。

A-2-(1) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
(コメント)	連絡帳アプリを活用し、排泄・食事・睡眠などの様子を保護者へ常に共有できる仕組みを整え、家庭と園が一体となってこどもを支援できるようにしています。登降園時には職員が保護者と対話を重ね、日々のこどもの様子を丁寧に伝えることで、信頼関係の構築に努めています。また、年に2回の個別面談を実施し、面談内容を記録して必要に応じて職員会議で共有しています。相談を受けた職員は園長や主任にすぐ相談できる体制を整えており、組織的な支援をおこなっています。さらに、保護者から寄せられた相談や苦情、意見については「苦情対応報告書」や「育児相談票」に記録し、関係職員間で共有のうえ、迅速かつ丁寧に対応しています。こうした取り組みにより、保護者との連携を深め、安心して子育てができるように支援しています。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
(コメント)	登園時の視診では、こどもや保護者の小さなサイン（元気がない、傷がある、普段と様子が異なるなど）も見逃さないよう丁寧に観察しています。また、午睡前の着替え時にも身体状況を確認し、虐待が疑われる場合には速やかに関係機関と連携して対応しています。さらに、気になるこどものケースについては、中央区の子育て支援室など関係機関へ報告・相談をおこない、適切な支援につなげ虐待予防に努めています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		a
(コメント)	職員は「保育内容などの自己評価シート」を活用して日々の自己評価をおこない、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。年間・月間・週間の各指導計画には評価や反省を記入し、実践を振り返ることで課題の明確化と次の取組への活用を図っています。また、各クラスで話し合いの場を設け、意見や気づきを共有し合うことで、保育の質の向上と計画の充実につなげています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。		a
(コメント)	こどもへの体罰や職員による不適切な対応・行為を一切禁止し、些細なことでも報告し合うことで早期発見につなげるよう職員へ周知しています。虐待防止や不適切保育に関する研修を法人内外で受講し、職員一人ひとりの意識向上と知識の習得に努めています。また、園内研修では「虐待の芽チェックリスト」を活用し、日々の保育実践を振り返る機会を設けています。	

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

--

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者世帯数
調査対象者数	57世帯 回答数32世帯 回答率56.1%
調査方法	保育園を現在利用している全世帯の保護者を対象とした利用者調査をおこないました。園から利用者調査案内を配布し、WEBにて回答してもらう形式にしました。きょうだいで利用している場合は、どちらか片方を対象とし回答をしてもらいました。職員へのアンケートは紙面にておこない、鍵付きBOXへ提出してもらったのち、本評価機関が郵送にて回収しました。

利用者への聞き取り等の結果（概要）

自由記述では、「水遊びや外遊びをもっと取り入れてほしい」や「定額利用できるもの増やしてほしい」などの声のほかに「とにかく先生方が素敵な方ばかりで、こどもへの接し方も不満は一切ありません。園に入れてよかったと心から思っています。離乳食の対応も個別に面談して下さい信頼できるなと感じました。いつもありがとうございます。先生方がもっと働きやすい環境になればと願うばかりです。」「保護者の負担が少なくて済むよう努力して頂いている。」「こどもの小さい怪我などもキチンと報告して下さい細やかさがある。」というコメントが寄せられていました。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等